



島根県報

平成21年6月19日（金）

号外第124号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

（消 防 防 災 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第4条・第7条・第11条第2項関係）
- (2) 住宅の応急修理に係る所得要件を改めることとした。（第11条第1項関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年厚生省令第1号」を「昭和22年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号」に改める。

第4条第1項中「みずから」を「自ら」に改め、同条第2項中「2,366,000円」を「2,404,000円」に改める。

第5条の見出し中「たきだし」を「炊出し」に改め、同条第1項中「たきだし」を「炊出し」に改め、同条第2項中「炊き出し」を「炊出し」に改め、同条第3項中「たきだし」を「炊出し」に改める。

第7条第1項中「若しくは」を「、」に、「そう失し」を「喪失し」に改め、同条第2項第1号中「身のまわり品」を「身の回り品」に改め、同条第3項第1号の表中

「

17,300 ^円	22,300 ^円	32,800 ^円	39,300 ^円	49,800 ^円	7,300 ^円
28,600 ^円	37,000 ^円	51,600 ^円	60,500 ^円	75,900 ^円	10,400 ^円

を

」

「

17,500 ^円	22,600 ^円	33,300 ^円	39,900 ^円	50,500 ^円	7,400 ^円
29,000 ^円	37,500 ^円	52,300 ^円	61,300 ^円	77,000 ^円	10,500 ^円

に改め、同項第2号の表中

「

5,600 ^円	7,600 ^円	11,400 ^円	13,800 ^円	17,500 ^円
9,100 ^円	12,000 ^円	16,900 ^円	20,000 ^円	25,400 ^円

を

」

「

5,700 ^円	7,700 ^円	11,600 ^円	14,000 ^円	17,700 ^円
9,200 ^円	12,200 ^円	17,100 ^円	20,300 ^円	25,800 ^円

に改める。

」

第11条第1項中「又は」を「若しくは」に、「みずから」を「自ら」に改め、「者」の次に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同条第2項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「1箇月」を「1月」に改める。

第12条第1項中「全焼し」の次に「全壊し」を加え、同条第5項中「1箇月」を「1月」に改める。

第13条第1項中「そう失し」を「喪失し」に改め、「中学校生徒（）」の次に「中等教育学校の前期課程及び」を、「定時制」の次に「の課程」を、「通信制」の次に「の課程」を、「後期課程」の次に「（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）」を加え、同条第4項中「1箇月」を「1月」に改める。

第14条の4第1項中「みずから」を「自ら」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。